○「水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について」（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）一部改正 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第1・第２　（略） 第３　事業の目的、内容等 　交付等要綱に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。	第１・第２　（略） 第３　事業の目的、内容等 　交付等要綱に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。
２－10 水産業競争力強化緊急事業 （1）・（2）（略） （3）事業の内容等 　この事業は、事業実施主体が、以下のアからエまでの事業を水産業競争力強化基金により行う事業とする。また、事業実施主体は、同基金から、事業実施者に助成を行うものとする。 　なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領（以下「業務要領」という。）を定めるものとする。 イ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業 （ア）　（略） （イ）事業等の内容 　この項目において定める事業等は、次のａからｃまでのとおりとする。　ａ　（略） ｂ 漁船漁業構造改革緊急事業 　漁船漁業の競争力強化を図るため、「漁船漁業構造改革広域プラン」に基づき中核的漁業者として位置づけられた者であって、資源管理の取組を行う者が収益性向上に取り組み、かつ、漁業環境の変化に対応した沖合・遠洋漁業の構造改革を進め持続的な漁業に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船の導入に要する経費を助成するもの（以下「構造改革事業」という。）とする。 ｃ　（略） （ウ）助成対象経費 　助成対象経費は以下のとおりとする。	２－10 水産業競争力強化緊急事業 （1）・（2）（略） （3）事業の内容等 　この事業は、事業実施主体が、以下のアからエまでの事業を水産業競争力強化基金により行う事業とする。また、事業実施主体は、同基金から、事業実施者に助成を行うものとする。 　なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領（以下「業務要領」という。）を定めるものとする。 イ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業 （ア）　（略） （イ）事業等の内容 　この項目において定める事業等は、次のａからｃまでのとおりとする。　ａ　（略） ｂ 漁船漁業構造改革緊急事業 　漁船漁業の競争力強化を図るため、「漁船漁業構造改革広域プラン」に基づき、中核的漁業者として位置づけられた者であって、資源管理の取組を行う者が収益性向上に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船の導入に要する経費を助成するもの（以下「構造改革事業」という。）とする。 ｃ　（略） （ウ）助成対象経費 　助成対象経費は以下のとおりとする。

区分	助成対象経費	補助率	備　考
担い手事　業	人件費、賃金、設備備品費、消耗品費、旅費、謝金、役務費、委託費、その他	定額	
及　び構造改革事業	漁船取得・改修費 １ 以下に掲げるものに要する取得・改修に係る経費 ⑴ 無動力船 ア 船体 船体（船殻、船倉等）、敷板、塗装、舵、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、アンカー等） ⑵ 動力船 ア 船体 船体（船殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、マスト、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、配線・配管工事、アンカー等） イ 機関 主機関（過給機及び空気冷却器を含む機関本体）、補機関（機関本体）、その他標準的な装備（軸系、推進機、減速逆転装置、操舵装置、燃料タンク等） ウ 設備関係 発電機、航海灯、作業灯、集魚灯、レーダー、コンパス、無線通信装置、測位装置（ＧＰＳ）、魚群探知機、揚網・縄機（ウインチ等）、自動操舵装置、自動船舶識別装置、その他漁業に必要な標準的な設備 ２ その他の経費 中古船の運搬費等	１／２以内	１隻当たり４億円を助成額の上限とする。 ただし、構造改革事業において、次の場合には５億円を助成額の上限とする。 ア 導入漁船により、現行の漁業種類に加え、新たな漁業種類を営む場合 イ 導入漁船により、現行の漁獲対象魚種に加え、新たな魚種の漁獲を行う場合
	漁具等取得費 １ 以下に掲げるものに要する取得に係る経費 (1)漁網 定置網、養殖生簀、筏	１／２以内	１漁網当たり１億５千万円を助成額の上限とする。
価　格審　査委員会	人件費、賃金、設備備品費、消耗品費、旅費、謝金、役務費、委託費、その他	定額	

漁船取得・改修費及び漁具等取得費については合計で４億円を超えないものとする。

（エ）～（オ）　（略）

（カ）貸付対象漁船・漁具等

担い手事業又は構造改革事業により導入される貸付対象漁船・漁具等は、中核的漁業者であって、資源管理の取組を行う者へのリースを目的としてリース事業者が取得する漁船・漁具等とし、以下に掲げる要件を満たすものとする。

ａ 漁船

（ａ）～（ｄ）　（略）

（ｅ）担い手事業に係る漁船については、原則、国内の漁業者等からの買取により調達される中古漁船（買取後、必要な改修を行ったものとする。以下同じ。）とする。ただし、以下の場合に限り、新造船も認めることとするが、中古漁船を優先的に採択することとする。

ｉ・ii　（略）

（ｆ）構造改革事業に係る漁船については、「漁業構造改革総合対策事業（もうかる漁業）」又は国立研究開発法人水産研究・教育機構開発調査センターによる実証事業で得られた成果を反映した漁船であるとともに、新造船又は国内の漁業者等からの買取により調達される中古漁船によるものとする。

ｂ　（略）

（キ）～（チ）　（略）

区分	助成対象経費	補助率	備　考
担い手事　業	人件費、賃金、設備備品費、消耗品費、旅費、謝金、役務費、委託費、その他	定額	
及　び構造改革事業	漁船取得・改修費 １ 以下に掲げるものに要する取得・改修に係る経費 ⑴ 無動力船 ア 船体 船体（船殻、船倉等）、敷板、塗装、舵、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、アンカー等） ⑵ 動力船 ア 船体 船体（船殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、マスト、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、配線・配管工事、アンカー等） イ 機関 主機関（過給機及び空気冷却器を含む機関本体）、補機関（機関本体）、その他標準的な装備（軸系、推進機、減速逆転装置、操舵装置、燃料タンク等） ウ 設備関係 発電機、航海灯、作業灯、集魚灯、レーダー、コンパス、無線通信装置、測位装置（ＧＰＳ）、魚群探知機、揚網・縄機（ウインチ等）、自動操舵装置、自動船舶識別装置、その他漁業に必要な標準的な設備 ２ その他の経費 中古船の運搬費等	１／２以内	１隻当たり４億円を助成額の上限とする。
	漁具等取得費 １ 以下に掲げるものに要する取得に係る経費 (1)漁網 定置網、養殖生簀、筏	１／２以内	１漁網当たり１億５千万円を助成額の上限とする。
価　格審　査委員会	人件費、賃金、設備備品費、消耗品費、旅費、謝金、役務費、委託費、その他	定額	

漁船取得・改修費及び漁具等取得費については合計で４億円を超えないものとする。

（エ）～（オ）　（略）

（カ）貸付対象漁船・漁具等

担い手事業又は構造改革事業により導入される貸付対象漁船・漁具等は、中核的漁業者であって、資源管理の取組を行う者へのリースを目的としてリース事業者が取得する漁船・漁具等とし、以下に掲げる要件を満たすものとする。

ａ 漁船

（ａ）～（ｄ）　（略）

（ｅ）原則、国内の漁業者等からの買取により調達される中古漁船（買取後、必要な改修を行ったものとする。以下同じ。）とする。ただし、以下の場合に限り、新造船も認めることとするが、中古漁船を優先的に採択することとする。

ｉ・ii　（略）

（新設）